

# 規制の事前評価書

法令案の名称：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

規制の名称：低濃度 PCB 製品の届出制度の創設、PCB 廃棄物の処理期間に係る見直し

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：環境省環境再生・資源循環局総務課制度企画室

評価実施時期：令和 7 年 12 月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【新設・拡充】

#### <法令案の要旨>

##### (PCB 製品に関する規制)

- 事業者が所有する低濃度のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）製品の所有の状況等について届出、政令で定める基準に従った管理を義務付ける。

##### (PCB 廃棄物に関する規制)

- 高濃度 PCB 廃棄物の処分期間（令和 5 年 3 月末）及び低濃度 PCB 廃棄物の処分期間（令和 9 年 3 月末）内の処分を義務付けている規定を改正し、保管している廃棄物が PCB 廃棄物であると判明をした日又は低濃度 PCB 製品の使用を終了した日から一定期間内の処分を義務付ける。

#### <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- PCB は、体内に蓄積し様々な症状を引き起こす有毒な化学物質である。

##### (PCB 製品に関する規制)

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特措法」という。）においては、含有される PCB 濃度が高い高濃度 PCB 製品については廃棄物とみなし処分を義務付けている（同法第 18 条第 3 項）が、低濃度 PCB 製品への規制は規定されていない。低濃度 PCB 製品は比較的新しいこと、PCB の含有有無が製品を壊さなければ分析できないものがあること等の理由により、即時の廃棄を義務付けることは適当ではない。一方で、使用中の低濃度 PCB 製品が適切に低濃度 PCB 廃棄物として廃棄されることを確保する必要がある。
- そのため、使用を終了した低濃度 PCB 製品について、PCB が含有されていないものとして誤廃棄されないよう、届出及び管理を求め、適正処分に向けた指導等が行えるようにする必要がある。

##### (PCB 廃棄物に関する規制)

- PCB 特措法において PCB 廃棄物の処分期間内の処分を義務付けているが、当該期間が既に又はまもなく経過することを受け、処分されていない PCB 廃棄物の処分の枠組みを定める（又は既に規定されている処分期間を延期する等の措置をとる）必要がある。

#### <必要となる規制新設・拡充の内容>

##### (PCB製品に関する規制)

- 低濃度PCB製品の所有事業者は、その低濃度PCB製品を、政令で定める基準に従って管理しなければならないこととする。当該基準は、台帳等による低濃度PCB製品の特定等を予定している。
- 所有事業者は、その低濃度PCB製品の所有の状況及び使用の終了の見込みに関し、使用の場所その他の環境

省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないこととする。当該届出内容に変更があったときは、その旨を届け出ることとする。

#### (PCB 廃棄物に関する規制)

- ・ 事業者は、事業者が保管している廃棄物が PCB 廃棄物であると判明をした場合（又は低濃度 PCB 廃棄物においては低濃度 PCB 製品の使用を終了した場合）には、PCB 廃棄物の保管及び処分の状況に関し、その保管の場所、処分の見込みその他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないこととする。
- ・ 現行の処分期間に係る規定を削り、PCB 廃棄物について届出を行った事業者は、保管している廃棄物が PCB 廃棄物であると判明をした日（又は低濃度 PCB 廃棄物においては低濃度 PCB 製品の使用を終了した日）から、5年を超えない範囲内において処分を行うまでに通常要する期間を勘案して政令で定める期間内に、PCB 廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないこととする。

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

### 【新設・拡充】

#### <その他の規制手段の検討状況>

検討した  検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ PCB 特措法の目的である「PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進」するための必要十分な範囲の措置であり、現行でも PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 製品については届出を求めており、届出を受ける都道府県を含め過度な負担にならないと考えるため。

#### <その他非規制手段の検討状況>

検討した  検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 既に低濃度 PCB 製品の適正処分をパンフレット等による周知等の非規制手段を実施済であるため。

## 3 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【新設・拡充】

本改正により、低濃度 PCB 製品の届出による件数の把握及び管理義務を課すことによる低濃度 PCB 製品の適切な管理が図られる。なお、低濃度 PCB 製品（使用中のもの）として変圧器、コンデンサー等電気機器類は約 44,500 台が任意で届出されている。事後評価までに本改正後の法に基づく低濃度 PCB 製品の届出件数を把握する。

## 4 負担の把握

### 【新設・拡充】

#### <遵守費用>

低濃度 PCB 製品（使用中のもの）として変圧器、コンデンサー等電気機器類は約 44,500 台が任意で届出されている。今後、1件当たりの書類作成時間を把握する。

#### <行政費用>

環境省において報告徴収や立入検査の事務が発生する。今後環境省において立入検査等を実施する場合には、立入検査 1 回あたりの検査時間を把握する。

### <その他の負担>

地方自治体の負担

- ・都道府県において届出の受理等の事務に係る行政費用が発生する。今後、届出1件当たりの事務処理時間を把握する。
- ・不適正に低濃度 PCB 製品を管理している者がいる場合等に、都道府県において報告徴収や立入検査の事務が発生する。今後、立入検査1回当たりの検査時間を把握する。

## 5 利害関係者からの意見聴取

### 【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他

(具体の理由： )

### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 改正内容に対して特段の反対意見はなかった。

※なお、中央環境審議会循環社会部会廃棄物処理制度小委員会及び PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会の委員には利害関係者（地方自治体や事業者の関係者）が含まれている。

### <関連する会合の名称、開催日>

- ・ 名称：中央環境審議会循環社会部会廃棄物処理制度小委員会
- ・ 開催日：第1回（令和7年2月18日）、第2回（同年3月7日）、第3回（同年4月8日）、第4回（同年4月25日）、第5回（同年5月23日）、第6回（同年6月24日）、第7回（同年10月8日）、第8回（同年12月19日） ※第9回開催日は調整中
- ・ 名称：PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会
- ・ 開催日：第34回（令和6年7月22日）、第35回（令和6年10月29日）、第36回（令和7年1月14日）、第37回（令和7年3月14日）、第38回（令和7年10月20日）等  
※第39回は令和8年3月26日開催予定

### <関連する会合の議事録の公表>

- ・ 環境省 HP において議事録を公開している。なお、同 HP において議事次第や資料についても公表しているほか、同委員会の様子はインターネットで配信した。

## 6 事後評価の実施時期

### 【新設・拡充、緩和・廃止】

#### <見直し条項がある法令案>

- ・ この法律の施行後5年を経過した場合に事後評価を実施することとする。

#### <上記以外の法令案>

・